

鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第34号

鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則（昭和45年鳥取県規則第37号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
県営土地改良事業	各年度の分担金の額	県営土地改良事業	各年度の分担金の額
略		略	
12 農業用水再編対策事業（大井手地区）	工事費の100分の5に相当する額	12 農業用水再編対策事業（大井手地区）	工事費の100分の5に相当する額
13 農村災害対策整備事業 （1） 振興山村、過疎地域又は特定農山村地域を含む市町村であって知事が別に定める要件を満たすものにおいて行う事業 （2）（1）以外の市町村において行う事業	工事費の100分の2に相当する額 工事費の100分の7に相当する額		
備考 1～6 略 <u>7 この表において、「特定農山村地域」とは特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。</u>		備考 1～6 略	

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。